

大宮司殿

惣中參

六月七日。羽柴秀吉、先に前田利家の秀吉を陣中に訪はんことを告げたるに答へ、且美濃竹鼻の戦況を報す。

【遺編類纂】

一八四三

返々そこほどあづかに候ハ、右のぶんに御こし候べく候。むま五(騎)きん十きんほどにて御こしあるべく候。三日ばかりのとうりうよく候はんや。たゞし御こしなく候てもくるしからず候。其方あだいに候。此もしがき我等にて候。ミゑ申まじく候。以上。

五日御狀今日到來令披見候。

一、竹鼻儀如御存知、親權内ニ別而懸目候つる、其子(不談廣綱)ニ

候之處、水漬ニ可殺段不便之條、命を助候。早從今日荷物以下出し、來十日ニ相退分ニ究候。遂遣候條可御心安候。

一、尾州河並之敵城共、悉可退治覺悟ニ候。十之物九つ

ちや申付候之條、是又不可有御機遣候。

一、爰元爲御見廻可有御越之由、尤候。其方靜謐之様候者、留守を能被仰付、馬五騎拾騎ニ而御上候て、中二日許之逗留之覺悟にて可有御出候。旁以面可申承候。恐々謹言。

羽 筑

(天正十二年) 六月七日

秀 吉 在判

前田(利家)又左衛門尉殿

(羽柴秀吉の美濃竹ヶ鼻城を攻圍したるは五月十日に在りて、その守將不破廣綱の開城せるは六月十日に在り。)

六月十五日。前田利家、珠洲郡直郷西方寺村に、前年の算用狀を與ふ。

【妙嚴寺文書】 珠洲郡

一八四四

天正十一年分 直郷之内 西方寺算用

一、九十三俵壹斗

高

此内廿五俵

妙嚴寺ニ御ふち

此荒六俵壹斗

荒

殘高

四十八俵二斗五升

此内十四俵壹斗九升五合 三ツ免ニ引

卅四俵五升五合

定納

此内十三俵 請取之面

殘ル

廿一俵五升五合

未進

此内

七俵

金四文め

八月中

七俵

金四文め

七月十日以前

三俵二斗

金貳文め一ふん

七月中

三俵壹斗五升五合

御さしをき

以上

天正十二

六月十五日

(前田利家) 在印

(珠洲郡西方寺村は當時妙嚴寺の管理するところに係る。)

七月廿八日。假掲

【法任寺文書】 珠洲郡

一八四五

當山護摩領知識之事、奥郡之内居住之輩可奉加之由、百姓等可存其沙汰旨、可被宛取行所者、御祈禱御家門長久可被精清(マカ)子孫堅固如意之旨、奉寄進狀仍如件。

天正拾貳年七月廿八日

利(論巴)家 在印

法任寺御坊

(この文書は、前田利家が珠洲郡法任寺護摩堂智識米として鳳至・珠洲二郡に勸進を許したることをいへり。然れども文脈・用字疑ふべし。)

七月廿八日。正親町天皇、白山宮惣長吏澄勝に、白山禪頂及び權現社頭の再興の功を勵ましめ給ふ。

【白山比咩神社文書】 石川郡

一八四六

賀州白山禪頂、同權現之事、近年依國中錯亂社頭退轉云